

# 株式会社 塩川産業 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～ 令和7年3月31日までの 3年間

## 2. 内容

目標1：令和4年10月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

### ＜対策＞

- 令和4年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和4年 6月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和4年10月～ ノー残業デーの実施
  - 管理職への研修（年1回）及び
  - 社内報などによる社員への周知（毎月）
- 令和5年 4月～ レビューとPDCA仕組運用

目標2：令和7年 3月までに、年次有給休暇の取得率を1人当たり平均年間70%以上とする。

### ＜対策＞

- 令和4年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和4年 6月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和4年10月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和5年 4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始
- 令和5年10月～ 実績把握と改善事項の振り返り
- 令和6年 4月～ PDCA仕組開始
- 令和6年10月～中間レビュー
- 令和7年 3月 レビューとPDCA評価

以上